

Expression and Liberty, To Which extent is the expression “Free”?

A Reflection free from Political Controversies (part 1)

INAGA Shigemi

This paper is based on the author's lecture in “On Freedom of Expression” at Kyoto Seika University (November 22, 2022).

(1) The purpose of this paper is to raise the awareness of students in their first year of college by discussing the etymology of the word “freedom” in European languages. The theological meaning of “expression” and the ideological assumptions implied therein are related to “freedom of expression.” The discussion thereby may overturn common knowledge in Japan.

(2) Based on this premise, in the latter half of this essay, we will analyze the limitations, or “irrelevance,” that image inherently has as a “likeness-imitation” (*mimesis*) of something in the first place, in line with specific examples of parody, plagiarism, and reproduction that have caused social problems. The paper intends to make the students aware of the problems that “freedom of expression” entails and help them recognize the issue involved in the creation of art and images. Indeed, the cases of alleged religious sacrilege and infringement of property rights are still persistently at the root of the problem of “freedom of expression” in today's visual creation, without necessarily being fully recognized as such. In the conclusion of this paper, the author aims to propose a new response to this question, with reference to the social problems that image expression has caused in recent years.

In accordance with the restrictions on the total volume of research notes, the author is submitting part (1) above at this time, and plan to submit part (2) in the next year.

「表現」はそもそも「自由」なのか？

「表現の自由」をめぐる政治談義を、違った角度から問い直す (第一部)

稲 賀 繁 美 INAGA Shigemi

前言

本稿は、筆者の京都精華大学での「自由論」での講義(2022年11月22日)に基づく。

(1) 欧州の言語における「自由」の語源と「表現」の神学的意味に遡り、そこに含意されていた思想的前提が、「表現の自由」といかに関わるかについて、日本での常識をあるいは覆す事となる論点を取り上げ、大学初年次の学生の意識啓発を目的とする。この前提に立ち、(2) 本論の後半では、image がそもそもなにかの「似像」として本質的に抱えている限界、いわば「不自由さ」を、パロディや剽窃あるいは複製行為が社会的に引き起こした具体的な事例に即して分析し、造形や映像創作に関わる学生諸君にとって、「表現の自由」が孕む問題への再認識を促す。宗教的な冒瀆や財産権の侵害との嫌疑を招く事例が、今日の映像創作のうえでの「表現の自由」をめぐる問題の根底に、必ずしもそれとは十分に認識されないまま、依然として執拗に横たわっているのではないか。本稿の結論では、この問いへのひとつの返答を、近年、image 表現が惹起した社会問題をも参照しつつ、提案することを目的とする。

研究ノートの総量規制に従い、今回は上記(1)部分を前半の2節として投稿し、(2)については、第3節以下として、来年度の投稿を予定する¹。

1. 「自由」論の前提を問い直す

La culture, c'est ce qui fait la règle ; et l'exception, c'est ce qui fait l'art.

J. L. Godard (1930 – 2022)

教養は規則をつくるもの、そしてその例外が藝術を為す。

ジャン＝リュック・ゴダール

はじめに

「自由」と表現される語彙は、欧米語の翻訳、英語ならばfreedomあるいはlibertyの訳語である。その翻訳の経緯については、ここでは省こう²。その代わりに、freedomがfriendと、またlibertyがlibraryと語源的に結びつくことを、冒頭に確認しておきたい³。まずなぜ「自由」と「友人」とが結びつくのか。freedom自由のない人は、friend友人を自由には選べない。端的に言って奴隷身分の人は友人を選べない。開放奴隷でなければ自由ではない。ここに「〇〇からの自由」としてfreedomが成立する契機が探られよう。動詞のfreeが「開放する」、「解き放つ」の意味をもっていることも、それを裏付ける。他方liberty自由とlibrary図書館だが、ラテン語のliberがそこに関わる。自由とはまた書籍のことも意味した。書物により知識を獲得することで、人は蒙昧から解き放たれる。知恵を身につけることが自由を確保する。この説明には疑義も呈されているが、ここに「〇〇への自由」の原型を突き止めることも、あるいは可能だろう。啓蒙の思想はこうした連想に立脚する。その上でさらに一言断ろう。ドイツ語の場合、分かり易いが、友人Freundと敵Feindあるいは異邦人Fremdeは相互に近い関係にある。自由を獲得する契機が、ひとつ間違えると敵対関係と呼ば込み、異人との抗争、自由を巡る対立をも惹起しかねない両義性、両面性を備えていたことが、語源のうえからも推測できる。もとより自由とは、欧米語において、単純に肯定的な価値ばかりを宿した語彙ではなかったらしい。

「〇〇からの自由」「〇〇への自由」が西欧での「自由論」の基軸をなす。最低限の常識をまず復習するが、アイザイヤ・バーリン(1909 – 1997)「自由の2つの概念」(1958)は、「消極的自由」negative

liberty と「積極的自由」positive liberty とを区別した⁴。冒頭の区別は、おおよそこのふたつの定義に重なるだろう。それより先、エーリッヒ・フロム (1900 - 1980) の『自由からの逃走』(1941) は国家社会主義を招いた原因を社会心理学的に分析した。フロイトの精神分析理論に批判的に立脚したこの著書も、冒頭に述べた「自由」概念の枠に囚われている⁵。バーリンは、「積極的自由」が独善的絶対主義の覇権に結びつく危険を指摘した。これに対し、フロムはむしろ「消極的自由」が全体主義に迎合したと見る違いはある。だがむしろ、人々に「自由」を忌避させ、そこからの「逃走」を企てさせる社会的動因のありかを摘出したことに、フロムの著書の意義を、今日あらためて確認できまいか。同世代の知識人で、フランスの文化大臣を勤めたアンドレ・マルロー (1901 - 1976) は、これとは反対に「自由を征服することは可能か」と述べている⁶。ここには原子爆弾の発明後にも、神から炎を盗んだプロメテウス神話に人類の尊厳を託す論者の立場が鮮明だ。あたかも「自由」を自らの手中に納めることが、人類の榮譽であり、究極の目標だといわばかりの論調である。

だが、そもそも「征服」されるべき「自由」とは何か？ また「征服」されてしまった「自由」とは、それでもなお「自由」と呼べるものなのだろうか？ もはやそれこそ「不自由」きわまりない状態への変質ではないのか？ ことほど左様に、「自由」について語ることは「不自由」で「不如意」かつ「無謀」な企てではないように思われる⁷。どうしてこうした厄介事が発生してしまうのか。それを、本稿の最後に振り返り、それへの代替案も示したい。

◆藝術論の基本をお復しする

京都精華大学では「表現」の追求が重視される。欧米語では expression が原語だが、日本語あるいは漢字文化圏では、この言葉は、かならずしもきちんと理解されていない。Expression とは語源的には、「外部へと押し出す」ことであり、たとえばミカンやレモンの果実をギュッと握りつぶすと中の果汁がそとにジュッと飛び散る様を表す。ドイツ語では哲学では Darstellung あるはさらに直截に Ausdrückung と直訳するが、これは顔の「表情」も意味する。欧米起源の美学・芸術学では、ベネディクト・クロウチェ以降、「表現」は多くの場合「模倣 = 再現」representation と対をなし、両者は相対立する反対概念として捉えられる⁸。Representation はドイツ語では Vorstellung (カント『純粋理性批判』第2版) これは

mimesis すなわち「模倣」と訳されるアリストテレス以来の伝統に由来し、哲学用語としては「表象」という難しい訳語が充てられる。この「表象」の語彙論に深いりすると収拾がつかなくなるので、極端に単純化すれば、representation とは「再 - 提示」を原義として、転じて「複製、代理、代行、代表」などへと派生する。政治に於ける代議員制度も representation と呼ばれる。選出された議員が選出した人々を「代理・代表」して政治に携わるからである。

藝術でいえば、現実を再現する具象絵画や人体彫刻などは、representation であり、これに反旗を翻し、個人芸術家の自我が発露するに任せる創作が、元来の expression つまり「表現」となる。それを主義として唱えたのが、ドイツ語圏で第一次世界大戦前後から発展した「表現主義」Expressionismus。これは他ならぬナチズムによって、「退廃藝術」Entartete Kunst の烙印をおされて、弾圧された。ここまでくれば明らかだろう。先に述べた「自由からの逃走」において問題となった「自由」、ナチズムや全体主義が反社会的な害悪と見なした「自由」こそ、「表現」だった。西欧世紀末でも「自由」は無政府主義 anarchisme の嫌疑を受けていた。こうして「表現」と「自由」とが、互いに密接に関わるのが、見えてきたはずだ。

◆そもそも「表現」は「自由」なのか？

だがそれならば、表現とはそもそも自由なものなのだろうか？ 2019年に名古屋で「表現の不自由展」が政治問題となった。「藝術表現」は「自由」でなければならない。それは「思想信条」には自由が保証されるべきとした憲法にも沿った解釈だろう。だが現実には、政治的あるいは宗教的な理由で「自由な藝術表現」はしばしば阻害され、場合によっては法権力によって弾圧され、また公序良俗の名によって抑圧されてきた。これは「世界人権宣言」にその後付加された条項をみても、納得される。とりわけ性道德に関わる表現は、現在もこの国では、法律的にさまざまな規制を受けている。また社会的弱者への配慮などの名目で、無軌道な「表現の自由」には、法律あるいは道徳的な制裁も加えられる。そうした抑圧構造がどのようなものであったのか、それを、展示を禁止された藝術作品を通じて、あらためて検証しようとしたのが「表現の不自由展」だった。だが、その企てあるいは目論見そのものが、社会的に不適切として攻撃の対象となり、政治問題となったことは記憶に新しい⁹。

◆「自由作文」ほど「不自由」なものはない

ここまでで、普通、今の社会で推奨されているかのようにみえる「自由」が、肯定的な価値だけではなく、実際には様々な「不自由」と背中合わせにあることが分かってきた。一方では、「抑圧からの自由」、「自主独立への自由」が古典的？な正義として唱えられる。他方で、「自由放任」は社会的義務の放棄、「自由勝手」は、周囲への迷惑を顧みない無責任かつ無思慮な態度として、糾弾されかねない。「自由」がどうやら両刃の剣を孕んだ厄介な価値であることも、すでに明かだろう。そのうえで、ここでは、「慰安婦問題」や「天皇制」にまつわる政治・思想問題は取り上げない¹⁰。またいわゆるイスラーム原理主義に代表されるような、宗教的な禁忌、政治的不寛容の問題にも、踏み込まない。筆者としては、これらには別途見解を表明しているので、繰り返さない¹¹。ただ、一般には「善」として推奨される「自由」の獲得あるいは発揮が、それほど「自由」ではない、という原点に立ち返りたい。

日本の教育では「自由作文」や「自由画教育」が大正期から試みてこられた¹²。だが「自由に書きなさい・描きなさい」と先生から言われるほど面倒なこともあるまい。実際、小学生の文集などを編むとなると、遠足や運動会の思い出などを綴ることが多いが、多くは体験した出来事を時系列に羅列した文章が大半となる。「言語表現」にはさまざまな可能性はあるはずだが、それらが未開発のまま、かえって「不自由」が放置された教育現場が見えてくる。

欧米の教育現場をここで取り上げるのは、別段、日本の「劣位」を強調し、欧米的価値観の「優位」を模範として示したいためではない。とはいえ、欧米諸国にあっては、言語や文化圏ごとにその躰は異なるが、目的に応じて、数種類の文章の組み立て方を仕込まれる。日本の受験体制のなかでは、こうした文章構成の訓練は、どうしたわけか、蔑ろにされてきた。作文の才能は、客観テストの評価には繋がらない能力と見做され、また平等主義の教育理念とも反りが合わなかったからだったのか、とも推測される。だがその結果、もっぱら日本で高等学校までの教育を受けた若者たちは、欧米を中心として発達した「国際社会」において「自由」に自分の意見を「発言」するだけの「言語表現能力」の開発が、ひどく「遅れる」結果となった¹³。かつては、一部の恵まれた階層は、留学経験により、これを些かなりとも挽回してきた。だが日本の大学教育でこの「弱点」を挽回しようにも、これは容易にはまならない。そ

の原因は多岐にわたるが、ひとつには日本語の通用する社会の社会慣習や、要求される能力と合致しないため。そしてその根底には、「自己表現」を慎むのが美德とする「儒教的」(?) 通念や「美德」が、「いまだに」社会通念として「残っている」からだろうか¹⁴。

◆型の束縛と、型の獲得が齎す「自由」と

「自由」に「表現」するためには、実際には「表現」の目的に応じた「型」に習熟する必要がある。フランスの作文教育では、「要約」résumé「論評」commentaire「批評文」compte-rendu がきちんと定義され、それぞれの規則にそった作文作法が、小学生以来、徹底的に教え込まれ、それは大学入学資格試験に収斂し、その後の社会実践にまで影響を及ぼす。仮に日本語を付してみたが、厳密に日本語で対応する修辞法上の範疇は、もとより存在しない¹⁵。

もちろん「規則」は一面では「枠付」であり「型に嵌める」訓育だが、最初から「型」がなくては、方針もたたない。日本でも歌舞伎役者の言葉に「型があるから型破りができる」、「型がなければ型なし」という言葉がある。十八代・中村勘三郎の述懐らしいが¹⁶、こうした稽古事の教訓は、いわゆる「近代」以降の日本の学校教育の場では、どちらかといえば敬遠されてきた。だがそれと反比例するように、不文律で暗黙裡の「するべからず」が四方八方に張り巡らされたのが、日本社会には顕著な特徴であり、それが「単一民族」幻想を国是とし、「閉じられた言語空間」を自認してきた日本列島の文化環境だった嫌いも、無碍には否定できまい¹⁷。このあたりは、中国や韓国など、近隣諸国との比較教育社会学的調査が必要だろう。

◆母語・言語という「不自由」によって獲得される「自由」

いま「言語空間」という表現をつかったが、そもそもヒトの繰る「言語」、学者の言葉でいう「二重分節言語」から、ヒトは決して「自由」にはなれない（この用語は、もともとは、フェルディナン・ド・ソシュールの構造主義言語学に淵源をもち、アンドレ・マルティネが提唱した用語で、音素と記号素との二重性、相互の結合の恣意性を意味する¹⁸。だが、以下にみるように、ここではさらに、語彙で世界を切り分け、それを体言と用言との組み合わせで「表現」する形式にまで、踏み込みたい）。いやしくもヒトとして、ある特定の社会（群）において認知さ

れ、「禁治産者」や「発育障害」などに認定されないためには、ヒトは言語に「拘束」されており、「言語からの自由」を享受することは(もはや)できない¹⁹。

ヒトは誰しも、生まれたときにすでに周囲に存在し、人々が使っている言語に晒され、その言語に「漬けられ」、それを(最初は不器用に)模倣し、少しずつ習得することによって、初めて母語を「獲得」してゆく。無論、定型の表現や語彙も時間とともに変化し、地域や社会階層によって、「言葉遣い」も一様ではない。だがいずれにせよ、自分勝手、自由自在に自分だけの私的人工言語を発明して、それを社会に通用させることは、独裁君主といえども、ほぼ不可能だろう。社会革命は、かろじて、革命的な前代未聞の語彙や価値観をいくつか導入し、流通させることに成功してきた。また革命に代表される祝祭空間では、日常言語の拘束が一時的には「開放」される²⁰。だが、それとても「二重分節言語」の束縛「から」自由になることはできず、それ「以前」の動物が享受していると見做される世界観、二重分節言語以前の世界「への自由」は、ヒトがヒトである限り、定義として不可能なまま、である。

社会適応を成し遂げるためには、その「場」を支配する規則に則って、その場に不適切ではない表現を、適切なタイミングで「発話」することが求められ、個人が社会的な認知を得るには、そうした社会慣習への習熟が不可欠となる。エチケットに反する「場違い」な「暴言」を繰り返せば、その言語共同体からは「村八分」を食らって排除される掟なのだから。ここでも「自由」にふるまえるような社会的能力の習得が、幼少時以来、不本意にして、場合によっては「意に染まない」外圧、言い換えれば「不自由」な枠組みに無理やり組み込まれることとも表裏一体であることが、確認できる。そして不規則発言や規則破りへの禁令は、狭義の「言語使用」だけにとどまらず、社会生活一般に当て嵌まる通則といつてよい。

◆藝術の規則と、表現の自由と：前衛の時代

これを藝術の世界に移して考えてみたい²¹。先に見た「表象」原理に則った藝術理念は、とりわけ十九世紀後半以降、解体されてゆく。それが「前衛」と呼ばれた藝術運動と、それに由来する様々な流派の分岐、あるいは消長を促進した。言語学的な比喻を用いるなら、「藝術」創作の世界では、比較的・相対的には「自由」な語彙の選択や新造語の採用が

許され、さらには新たな構文、いままでの文法規則を逸脱した原理原則の貫徹も、許された。むしろ前例を打破する「革新性」こそが「前衛」の定義となっていたのだから。だが視野を拡大すると、ここには、「連続性の拒絶」が「拒絶の連続性」へと転倒するという、思わぬ逆説が待ち構えていた²²。「自由」の表現と思われた選択が、実際には、もうひとつ異なった次元における枠組みという「不自由」によって、人知れず囲い込まれていたことになる。

さらにまた「前衛」は、「一般大衆」を含む享受対象の市民に受け入れられないかぎり、「前衛」としての社会的認知を得られない。孤立した営みは、それへの支持者が得られない限り、その「独創性」を社会的な価値へと昇華できないからである。とすれば、認知された前衛とは、その後に、その前衛を先例あるいは模範として追隨してくれる後継者、すなわち「後衛」が出現してはじめて、時間軸を遡り、遡及的に認知されるという絡繰に依存していたことが判明する。つまり、「あとづけ」の作業なくしては、「前衛」は歴史にその名を刻まれない存在だったことも、露わになる。「徳孤ならず、必ず隣あり」とは『論語』里仁の言葉だが、そうした「よき理解ある隣人」を時空の近傍に得ることが「前衛」足りうるために必要な社会的条件だったことも見えてくる²³。いわば周辺や後世による模倣と剽窃の対象、つまり「表象」representationの論理に組み込まれることなくしては、「前衛」の「表現」は、「表現」としての価値を発揮できない。「表象」の原理を否定したはずの「表現」は、こうして「表象」の牢獄に囚われた「不自由」な存在だったことが、露呈することとなる。

さらにこの「前衛」と呼ばれる「表現」概念は、西欧由来の「藝術」概念が世界大に拡大し、地理的なフロンティアが地上から消滅した段階と、ほぼ時を同じくして、歴史的使命を終えた。「前衛」の時代は、ほぼ1970年代に終焉を迎えたからである。「前衛」の消滅と、地理的な「未開拓地」の地球上からの消滅と。その両者が偶然の一致だったのか、それとも必然だったのかを問うのは、なお時期尚早だろう。だが、さらにこの「前衛の終焉」、言い換えれば、いわゆるポスト・モダン、ポスト・コロニアルの時代の到来とともに、欧米基準の「藝術」概念そのものが、もはや「時代遅れ」、「過去の遺物」へと変質を遂げ始めたことも、無視できまい²⁴。一言で言えば、地球表層を制覇した金融資本主義による、経済一神教というあらたな「絶対神信仰」のもとで、従

来の「自由」概念や、それが奉じていた価値も、根底から揺らいでいるのが、良かれ悪しかれ、現在の世界情勢だと観察できるかもしれない。

◆「遊びの規則」から「規則の遊び」の臨界へ

「前衛」の価値観は、既存の規則を破る「型破り」に立脚していた。だが規則を破る「型破り」が社会的に有効であるためには、その「型破り」を許容する不可視の規則が、当該の社会に、少なくとも潜在的にちゃんと存在していることをも、事前に、かつ周到に、計算にいれておく必要がある。いうまでもなく、「遊び」には必ず「規則」があるが、「規則」の周辺には、これまた必ず「遊び」つまり規則に従わなくても許容されるマージン、余白が残されている。「のりしろ」あるいは「のびしろ」と呼んでもよからうが、さもないと、規則で雁字搦めとなって、動きがとれまい。ちょうど、車軸と軸受とのあいだに、潤滑油をさす「すきま」の「遊び」が設計上不可欠なのと同様で、「遊び」がなくては、車輪は回転しないからだ。必要な「マージン」=利鞘を確保しておかないことには、ゲームも進展しなくなる²⁵。

だが、前節で述べた、金融資本主義による世界の一元的支配の貫徹は、世界の表向きの外面から、こうしたグレイゾーン、規則のうへでは白とも黒とも判別のつかない曖昧な空隙を、急速に排除しつつある。その結果、何が発生するか。いうまでもあるまいが、ここに発生するのは、表面の規制を掻い潜った裏側、水面下の世界、合法性の外皮の下に隠れた非合法の世界の、密かなる跳梁跋扈である。タックス・ヘイヴンにせよ、仮想通貨を隠れ蓑とする裏面の商取引、ネットの水面下に潜む非合法軍事産業、などなど。表の世界が綺麗事によって見事に粉飾されればされるほど、そこでは窒息してしまう「不純」で「不従順」な要素は、地下へと、そして合法性の「枠外」へと、巧みに、そしてますます巧妙な手段を用いて逃避する²⁶。「規則のあそび」は、いまや地下の無法世界に追いやられようとしている。先に触れた「表現の不自由展」をめぐる不毛な政治的論争も、「規則のあそび」が「良識」ある社会の表層で窒息しつつある現状、「規則づくめ」で各自が「良心」を具現していると自己過信する「不寛容」な世界が晒しつつある「不自由」、を象徴する事件ではなかったか？

実際には、これはなにも近年の出来事には限らない。筆者は、短く見積もってもここ五百年の世界史を、海上交易の覇権をめぐる「海賊史観」によって

把握する必要を説いてきた。公式の商取引の水面下には、海賊行為の横行があり、経済社会の実態と、国際政治学の本当の舞台は、非合法のまかり通る「抜け道」に跋扈する「悪徳商人」が握っていたのだから²⁷。

◆「海賊史観」の回帰不能地点

現在の電子通信環境による仮想現実の発展、架空の金融経済が、実体経済を幾何級数的に凌駕しつつある現状は、この「海賊史観」の到達点にして、地球生態系の環境的臨界点にはかなるまい。ここでいささかの飛躍を許されるなら、ここ数年の「新型コロナ・ウイルス」蔓延による全世界的な危機も、ほかならぬ人類の「進化発展」が招いた必然ではなかったか？ 地球表面上の「自由」な流通が何を意味するのか、その「正体」を、ウイルスという生物と無生物との臨界を浮遊する存在が暴露している。致死性のウイルスは、「自由交易」の危険性を、人類に対して警告として発している——そのように解釈するのが妥当なのではあるまいか。自由なる物流は、同時に未知の病原体の迅速なる拡散と蔓延を許すにも最適な環境条件なのだから。そして電子情報流通の仮想空間では、電子ウイルスが、新型コロナ・ウイルス顔負けの縦横無尽の「活躍」を見せている。利便性の「自由」獲得は、致命的な「危険」とも裏腹であった。その限りで「自由」という理念に、無秩序への誘惑、無政府主義の危険を嗅ぎつけた「保守的」な思想家や「秩序志向」の為政者たちは、あながち間違っていないなかったことにもなる。だが、その得失併せ持つ両義的な「自由」の世界的拡散をもたらして、人類をあるいは滅亡への滝壺へと落下する直前、存亡の危機に直面させたのは、これまた「霊長類」などと自負する人類の「叡智」、あるいは傲慢以外の何者でもあるまい²⁸。

2. 「不自由な表現」

"Les oeuvres d'art font les règles, les règles ne font pas les oeuvres d'art"

Claude Debussy (1862-1918)

作品は規則を作る、だが規則から作品はできない。

クロード・ドビュシー

以上を前提として、ここからはイメージに於ける自由に焦点を絞りたい。まず、いわゆる西側社会、

とりわけイスラームをも含む一神教の文化圏で「イメージ」がそもそも何を意味していたのか、簡単にお浸ししておく必要がある。

◆ Imageとはなにか：似像と複製行為と

イメージという言葉はカタカナで日本語にも定着している。だがそれはそもそも何を意味していたのか。Image はラテン語の *imago* に由来するが、それは端的に言えば「似姿」、なにものかに似せた像を指す。キリスト教神学では *imago dei* という表現がある。「神の似姿」という意味であり、いわゆる『旧約聖書』冒頭の「創世記」に、神は自らに「型取って」、あるいは自らに「似せて」人を創造した、とある（1章・26－27節）。いまヘブライ語にまでは戻らないが、ここで注意すべきは、一神教の創造主と人間との関係は、あくまで前者に後者が従属する一方的な関係だ、という主従関係である。この知的風土にあっては、間違っても人間が神を模倣する、という逆転は許されず、下手に神の代理人を演ずることは、神への冒瀆へと直結する。キリスト教であれば *Imitatio christi* すなわち「キリストのまねび」、救世主の言動に倣うことは徳目となるが、もとよりそれは「主イエズス・キリスト」を人間の側が凌駕することを許すものではない。比類なきものを模倣することへの禁令である。

ここに、偶像の禁令が混線する。『旧約聖書』に明記されている事柄だが、ビザンツ世界では8－9世紀にイコノクラスム、すなわち聖像禁令・聖像破壊が政治問題となったことが知られている。その詳細に立ち入る場ではないが、2点だけ確認しておきたい²⁹。まず、一方で聖画像を大切にして尊崇する「聖像擁護派」側だけでなく、それを破壊せねば危険だと考える「聖像破壊論者」も、（後者の場合、破壊しなければならないと信じる限りにおいて）、聖像の威力あるいは「魔力」を信じていることになる。東ローマ帝国におけるこの論争の背後には、7世紀にアラビア半島で発生し、またたく間に地中海の南側の北アフリカまで勢力を広げたイスラームの発展が無視できまい（その学術的検証は、遅延しているが）。イスラームにおいては、カトリック社会やギリシア正教社会とは一線を画して、より徹底した聖像禁令が貫徹された。その現代における再噴出が、例えばアフガニスタンのバーミアン仏教遺跡をタリバーン政権が爆破して破壊した件（2001）にも想起されよう。だがここで第2に指摘しておく必要があるのは、これはイコン論争とは性質を異にする問題

である点だろう。

アフガニスタン現地の住民たちが、それらを仏教遺跡であると認識すらしていなかった「文化遺産」をタリバーン政権がわざわざ破壊する決定を下したことは、宗教的な教義とは無関係である。むしろそうした遺産を保護することを正義と心得る「西欧社会」の人々の不興を買うことで溜飲をさげるための、格好の標的、いわば見せしめとして、バーミアンの巨大な磨崖仏は選ばれた。それは同時に西欧を中心とする世俗社会から疎外された被害者としての自己主張の手段に他ならない。世界に蔓延る不正、不公平を声高に訴え、敵側の憤慨を引き出すための絶好の材料として、相手側が財産価値を認める対象物を破壊することは、きわめて有効な効力を発揮しうる。西側世界から批判を蒙ることが、自分たちが「被害者」であること、ひいては自分たちの破壊行為の正当性を裏付けることになるからである。財とみなされるものを、これみよがしに棄損することの象徴的な意味は、プロテスタントによる教会装飾の破壊から、明治維新期の廃仏毀釈、さらには中国の文化大革命期の歴史的文物の破壊など、枚挙に暇ない³⁰。

◆ 複製行為と権利侵害と

そのうえで、ここにひとつの視野が開けてくる。すなわち *image* が何者かの似像である限りにおいて、それはその似せられた本体の何らかの価値を毀損する可能性を、少なくとも潜在的には含んでいる。写真が発明された当初、肖像写真を撮られると、魂を奪われるのではないかと心配した未開人があった、などという逸話は、ともすれば「未開人」の「迷信」、「迷妄さ」を嘲笑する話題とされた。だがそこには、神が自らの似姿を人間が刻むことを拒絶したのと同様の論理が隠されていたのではないか。

類似したものを複製されることに対する、得も言われぬ不安あるいは居心地の悪さ、複製行為が自分の尊厳や所有権、財産権の侵害であるように感じざるを得ない、被害者意識を惹起する心的機構。模倣されたことに対する不愉快な感情。——そうしたものの正体はなお掴み難いが、それが権利侵害への憤慨や、昨今なら個人情報の保護への過敏なまでの意識の亢進、それに対応しようとする法律改正の結果として、表現の自由の社会的許容範囲が、きわめて狭隘になりつつある現状など。 *image* 表現がけっして自由ではないことの背後には、「似姿」を表現するという行為が孕む、さまざまな厄介ごとが隠されて

いる。一見、時代遅れの宗教的な禁忌などとは無関係であるかのように考えられていたにもかかわらず、この事態は「複製権」一般に拡大できる。

現実の具体的問題として、楽譜や歌謡曲の歌詞は、無断引用のまま公表すると、公衆送信権などの規制に抵触し、関係団体から告発され損害賠償を求められる。近年問題視されるのがマンガやアニメの海賊版、流行の用語でいえば、「タイパ」(time performance という和製英語?)の短縮版を you-tube など無断配信したとして、「ファスト映画」(fast movie?) 公開者に5億円に上る損害賠償判決が下った事例も2022年に国内で発生している³¹。さらに国外で日本製マンガやアニメを無断配信する海賊商法は、海外での捜査権の限界や制作現場の場所特定の困難から、摘発がむづかしく、業界では大きな社会問題となっている、ABJ (Authorized Books of Japan) の「STOP! 海賊版」キャンペーンなども、耳目に触れる。

筆者はこの問題に比較的早期から取り組んでいるが、事態は法律での規制などで制御できる性質の問題ではありえない。一方では、現在の著作権法が、昨今の電子環境にはもともと対応不可能な、時代遅れの枠組みなのに、それに付加条項を加える弥縫策的対処を数十年に渡って累積して施した結果、法律環境がもはや手に負えない錯綜を呈している。法律解釈そのものが法律家や弁護士によって異なっており、一般人が法律を読んでも、まったく理解できない³²。他方では、ごく普通の一般人が使用できる電子機器で簡単に設定可能となっている操作が、法律上は違法行為となるような電子環境がすでに自生してしまっている。このため、そこに法律的な規制を及ぼすことは、端的に「表現の自由」を極端に制限する事態を招きかねないからである³³。

註

¹ 本稿は、2020年度以降、筆者が京都精華大学で担当を依頼されている全学共通教育必須科目「自由論」での講義内容に基づき、教育的配慮を含め、「研究ノート」として寄稿するものの一部をなす。なお冒頭の前言に付記したとおり、研究ノートの総量規制に従い、今回は上記(1)部分を投稿し、後半の(2)については、来年度の投稿を予定する。

² 一例だが、王 曉雨「近代日中における翻訳事業と思想受容 —「自由」を実例として」*Translation Enterprises and Cultural Exchanges between Modern China and Japan: the Case of "Liberty"*『関西大学東西学術研究所紀要』関西大学東西学

術研究所紀要、第48巻、2015年、173 - 186頁。

³ OED Oxford English Dictionary に英語の語源については、詳細な情報がある。

⁴ 原題は“Two Concepts of Liberty,” (1958)。以下に収録：アイザイア・バーリン (著) 『自由論』小川 晃一、福田 歆一、小池 銈、生松 敬三 (訳)、みすず書房、1971 新装版 2000。

⁵ 米国版は*Escape from Freedom*, 1941 (USA) であるのに対し、英国版は*The Fear of Freedom*, 1942 (England) と異なっていることに留意。日本語訳は『自由からの逃走』日高六郎訳 創元社 1951。

⁶ 《Peut-on conquérir la liberté ?》「人は自由を征服できるか？」との発言が、“Premier festival Mondial des arts nègres, Dakar” (ダカールにおける第一回黒人芸術祭典) での演説 (30, mars 1960) に記録されている。以下に収録、*Écrits sur l'Art II*, Gallimard, pp.1188-89。

⁷ ここでは自由論一般を論ずる余裕はない。京都精華大学での「自由論」(2022年11月22日)では、大学初年次の受講生向きに、以下の書籍を指摘したにとどまることを注記する。猪木 武徳 (著) 『自由と秩序 - 競争社会の二つの顔』中公文庫、2015年。M. クランストン著; 小松茂夫訳『自由：哲学的分析』岩波書店、岩波新書; 青-961、1976年。および小堀桂一郎『日本人の「自由」の歴史 「大宝律令」から「明六雑誌」まで』文藝春秋、2010年。最後の著書は、漢籍および仏典を通じて、「自由」概念は日本にも流通しており、いわゆる南蛮時代には、日葡辞書などでも欧州の概念の訳語として「自由」が当てられていた事実を確認する。ただし、だからといって「自由」が近代に輸入された外来思想ではなかった、とはただちに結論できない。むしろ「自由民権」などで唱えられた「自由」と、前近代の「自由」との距離、違いが問題となる。

⁸ 竹内敏雄(編)『美学事典』弘文堂、1974の「表現」「再現」などの関連項目、また佐々木健一『美学辞典』東京大学出版会、1995、の「表現」の項目 (53 - 62頁) を参照。

⁹ ここではその詳細にふれる余裕がない。政治的な立場に囚われない多角的な分析として、筆者も関わった以下の書籍に扱われたいくつかの論文を参照されたい。川口幸也編『ミュージアムの憂鬱 揺れる展示とコレクション』水声社、2020年。

¹⁰ 以下を参照されたい。浅見豊美・小倉紀蔵・西成彦(編)『対話のために「帝国の慰安婦」という問いをひらく』クレイン、2017年。四方田犬彦『われらが〈無意識〉なる韓国』作品社、2020年。林志弦『犠牲者意識ナショナリズム—国境を超える「記憶」の戦争』東洋経済新報社、2022年。

¹¹ 2022年8月、ニューヨークで「表現の自由」について講演に臨んでいた英国人の作家、サルーマン・ラシュディが

暴漢に襲われ、片目を失明、片腕麻痺に陥ったと報じられた。同氏のいわゆる「イスラーム冒瀆」嫌疑および、それに関与した日本人翻訳者が殺害された事件については、筆者は30年以上に渡って論じている。以下、主要な関連論考を列挙するに留める。◆サルマーン・ルシュディ『悪魔の詩編』反響瞥見『ユリイカ』1989年11月号 172-197頁。◆「寛容の否定的能力ー「サルマーン・ラシュディー事件」再考」小堀桂一郎編『東西の思想闘争』中央公論社 1994年4月30日 559-588頁 ◆「『悪魔の詩』あるいは文学という犯罪についてー異文化理解の倫理にむけて」佐々木英昭編『異文化への視線』（終章）名古屋大学出版会 1996年3月30日 259-278頁

¹² 「自由画教育」とその孕む問題については、稲賀「現代において「デッサン」とは「技法」なのか？：そうでないなら、「デッサン」には、いかなる可能性があるのだろうか？」『あいだ』第162号 2009年、33-39頁

¹³ 渡邊雅子『納得の構造ー日米初等教育に見る思考表現のスタイル』東洋館出版社、2004年：『「論理的思考」の社会的構築 フランスの思考表現スタイルと言葉の教育』、岩波書店、2021年他参照。

¹⁴ 本件については、佐々木英昭（編）『異文化への視線』名古屋大学出版会、1996年の稲賀による「序章」：「異文化とどうつきあってゆくか」1-18頁、および稲賀（編）『異文化理解の倫理にむけて』名古屋大学出版会、1999年の序章他を参照されたい。

¹⁵ 日本語で読める解説として、中島さおり『哲学する子どもたち：バカロレアの国フランスの教育事情』河出書房新社、2016年。坂本尚志『バカロレアの哲学「思考の型」で自ら考え、書く』日本実業出版社、2022年。

¹⁶ 無着成恭のラジオでの発言に由来すると、勘三郎自身は答えている。いずれもTVあるいはラジオでの口頭の発言のため、文字媒体による論拠は確定できない。

¹⁷ 本件には、以下で詳しい分析を加えている。稲賀「非母語という疑似餌（ルアー）には何が掛かるか」郭南燕編『バイリンガルな日本語文学：多言語多文化のあいだ』三元社 2013年、22-46頁。

¹⁸ アンドレ・マルティネ『一般言語学要理』三宅徳嘉訳、1972年、岩波書店、第1章。

¹⁹ 言語の使用における社会的拘束性を分析した社会学的著作として、拙訳、ピエール・ブルデュー『話すということー言語的交換のエコノミー』藤原書店 1993年。

²⁰ 本件の古典的著作として、ミハイル・バフチン『フランソワ・ラブレールの作品と中世・ルネッサンスの民衆文化』川端 香男里、せりか書房、1995年。

²¹ 「藝術の規則」*règle de l'art* はフランスの社会学者Pierre Bourdieuの用語としてしられる。ピエール・ブルデュー『芸

術の規則』石井洋二郎訳、藤原書店、1995、上下二巻。これへ稲賀の反応と批判としては、「芸術社会学者としてのピエール・ブルデュー」『環』第12巻 2003年冬 藤原書店 2003年1月30日 367-374頁。

²² その具体的な分析として、以下参照：稲賀『絵画の黄昏 エドゥアール・マネ没後の闘争』、名古屋大学出版会1997年。またこの桎梏に関する美学理論上の整理としては、稲賀、「表象の破綻と破綻の表象ー十九世紀フランス絵画を見る眼」藤枝晃雄・谷川渥編『芸術理論の現在-モダニズムから』東信堂 1999年4月 218-235頁。

²³ Shigemi Inaga, "L'impossible avant-garde au Japon," *Le renversement du Ciel*, Sous la direction de Alain le Pichon et Moussa Sow, CNRS éditions, octobre 2011, pp. 369-389, pp.612-613.

²⁴ 稲賀「「敗戦後」と「近代以降」のあいだ：晩期前衛時代の日本美術を鳥瞰する歴史史料の英訳選集を吟味する」『表象08』月曜社 2014年3月31日 234-238頁。

²⁵ Shigemi Inaga, "A"Pirates' View"of Art History," *Review of Japanese Culture and Society*, vol.XXVI, Josai University, December 2014, pp.65-79.

²⁶ ジャン＝フィリップ・ベルニユ＋ロドルフ・デュラン『海賊と資本主義：国家の周縁から絶えず世界を刷新してきたものたち』CCC メディアハウス、2014年。

²⁷ 稲賀・編『海賊史観からみた世界史の再構築：交易と情報流通の現在を問い直す』思文閣出版 2017年、およびA *Pirate's View of World History—A Reversed Perception of the Order of Things From a Global Perspective*, The 50th International Research Symposium 第50回 国際研究集会, International Research Center for Japanese Studies 国際日本文化研究センター, August 31, 2017, 174pp.

²⁸ 稲賀、「「パンデミック」は何の予兆なのか？ー身近な「悔い改め」への舵取りのために」『日文研』小特集「パンデミックに思うこと」65号 国際日本文化研究センター 2020年9月 36-41頁。

²⁹ Marie-José Mondzain, *Image, icône, économie : les sources byzantines de l'imaginaire contemporain*, Seuil, 1996.

³⁰ 本件についての具体的な検証と分析については、稲賀『絵画の臨界ー近代東アジア美術史の桎梏と命運』名古屋大学出版会、2014年、第IV部第3章、355-371頁参照。また Dario Gamboni, *The Destruction of Art: Iconoclasm and Vandalism Since the French Revolution*, Reaktion Books, 2007.

³¹ 『ファスト映画』公開の2人に総額5億円の賠償命じる東京地裁》2022年11月17日 18時49分NHK 配信：https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221117/k10013894661000.html

³² 山田奨治『著作権は文化を発展させるのか：人権と文化コモンズ』人文書院、2021年。

「表現」はそもそも「自由」なのか？

³³ 稲賀編『海賊史観からみた世界史の再構築：交易と情報流通の現在を問い直す』思文閣出版 2017年3月 852頁。
なお、冒頭および英語要旨に述べた通り、第3節以下は、
2025年度に投稿予定とする。